

第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託及び機器賃貸借  
公募型プロポーザル実施要領

令和8(2026)年4月  
栃木県行政改革 ICT 推進課

## 1 趣旨・目的

この要領は、本県が第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務を委託し、並びに必要な機器を賃貸借するに当たり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託及び機器賃貸借

### (2) 業務内容

別添「第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託及び機器賃貸借仕様書  
(以下「仕様書」という。)」のとおり

### (3) 契約期間

ア システム設計・開発業務委託契約：契約締結の日から令和9(2027)年11月30日  
(火)まで

イ 機器賃貸借契約：令和9(2027)年11月1日(月)から令和14(2032)年10月31日  
(日)まで

### (4) 提案上限額

ア システム設計・開発業務委託契約：826,084,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 機器賃貸借契約：2,096,649,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### (5) 参加形態

共同企業体による参加表明を認める。

ただし、本プロポーザルに参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独企業として重複して参加することを認めない。

### (6) 担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号(栃木県庁本館5階北側)

栃木県経営管理部行政改革 ICT 推進課 デジタル行政担当

電話番号 028-623-2215 メール [dks@pref.tochigi.lg.jp](mailto:dks@pref.tochigi.lg.jp)

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、共同企業体にあつては、構成員全てが(1)~(8)の要件を満たし、かつ、システム設計・開発業務を行う構成員が(9)の要件を、機器賃貸借業務を行う構成員が(10)の要件をそれぞれ満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、大分類「N通信、情報処理」—小分類「2 情報関連サービス」又は大分類「P その他のサービス」—小分類「2 リース、レンタル」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書提出日から契約を締結しようとする日の間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22（2010）年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は同法第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (8) ISO/IEC27001 又は JISQ27001 の認証を取得していること。
- (9) 過去 5 年以内に自治体が発注したインフラシステムの案件管理・導入業務に関して、受注実績があること。
- (10) 過去 5 年以内に自治体が発注したインフラシステム機器賃貸借業務に関して、受注実績があること。

#### 4 プロポーザル実施の手続

##### (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和 8（2026）年 4 月 14 日（火）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 8（2026）年 4 月 24 日（金）17 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 8（2026）年 5 月 7 日（木）予定
エ 参加表明書の提出期限	令和 8（2026）年 5 月 13 日（水）17 時必着
オ 参加資格の確認結果通知	令和 8（2026）年 5 月 21 日（木）予定
カ 企画提案書の提出期限	令和 8（2026）年 5 月 27 日（水）17 時必着
キ プロポーザル審査会	令和 8（2026）年 6 月 2 日（火）予定
ク 選定結果の通知・公表	令和 8（2026）年 6 月上旬予定

##### (2) 実施要領等の交付

ア 交付期間

令和8(2026)年4月14日(火)から同年5月13日(水)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで)

イ 交付場所

上記2(6)の場所において交付するほか、本県ホームページに掲載する。

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合には、以下の点に留意して質問書(別記様式1)を作成し、提出すること。

ア 受付期間

令和8(2026)年4月14日(火)～同年4月24日(金)17時必着

イ 質疑の方法及び内容

(ア) 質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ的確にすること。

(イ) 質問内容には、質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

ウ 提出方法

電子メールにより、上記2(6)宛てに提出すること。

エ 回答期日

令和8(2026)年5月7日(木) 予定

オ 回答方法

本県ホームページに掲載することをもって回答とする。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の点に留意して参加表明書(別記様式2)、参加資格確認書(別記様式3)及び類似業務実績確認書(別記様式4)を作成し、提出すること。また、併せて上記3(9)及び(10)の取得を証する書類の写しを添付すること。

ア 提出期限

令和8(2026)年5月13日(水)17時必着

イ 提出場所

上記2(6)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

電子メール、持参(平日9時～17時まで)又は郵送(書留郵便で送付すること)。

電子メール及び郵送で提出する場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 参加辞退

参加表明書等提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年5月13日(水)までに辞退届(様式任意)を提出すること。

オ 共同企業体による参加

共同企業体は、参加表明書の提出と併せて共同企業体参加資格審査申請書(別記様式5)、共同企業体協定書の写し及び委任状(様式任意:参加表明書の提出及び参加に関する事項(技術提案書、見積書等の提出を含む。)等、構成員から受任者(代表構成員)に対する委任事項を記載したもの。)の写しを提出すること。

(5) 秘密保持誓約書の提出

本実施要領及び仕様書内で【秘密】と記載されている文書については、本県が公表していない文書である。これらの文書は、秘密保持誓約書（別記様式6）を提出し、かつ、本県が参加資格を有することを認めた者に限り貸与する。

当該資料の貸与を希望する者は、以下の点に留意して秘密保持誓約書を提出すること。

ア 提出期限

令和8(2026)年5月27日(水)17時必着

イ 提出場所

上記2(6)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参(9時~17時まで)又は郵送(書留郵便で送付すること)。なお、参加表明書と併せて提出することも可とする。

郵送で提出する場合には、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 共同企業体による参加

共同企業体で参加する場合は、代表構成員及び構成員の連名で作成したものを提出すること。

(6) 参加資格の確認結果通知

上記4(4)で提出された参加表明書等により資格審査を行い、本県が参加資格を有すると認めた者に対し、令和8(2026)5月21日(木)(予定)に電子メールにより通知する。

(7) 企画提案書の提出

上記4(6)の参加資格の確認結果通知において企画提案書の提出を認められた者は、以下の点に留意して企画提案書を作成し、提出すること。

ア 提出期限

令和8(2026)年5月27日(水)17時必着

イ 提出場所

上記2(6)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参(平日9時~17時まで)又は郵送(書留郵便で送付すること)。ただし、電子データの提出については、電子メールでの提出を可とする。なお、電子メール及び郵送で提出する場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数及び提出形式

電子データで1部、紙媒体で6部提出すること。なお、審査の公正を期すため、企画提案書に記載の内容においては参加者名が類推できないように作成すること。

オ ファイル形式

企画提案書のファイル形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint又はPDFとし、ファイル容量が5MBを超えるものについては、ファイル転送サービスを利用すること。

カ 提出物

提出物は、以下のとおりとする。

(ア) 第3期共同利用型基盤の設計・開発業務に係る経費

- ① 仕様書及び附属資料を確認の上、第3期共同利用型基盤の設計・開発業務に係る費用を積算し、見積書として提出すること。
- ② 見積書には、本業務に係る費用の総額を記載するとともに、業務工程ごとの費用内訳を記載した内訳書を作成し、提出すること。
- ③ 提案者が技術提案書に独自で提案記載した事項を含め、本業務の遂行に必要な費用はすべて積算に含めること。
- ④ 見積書には、見積金額（税抜額）、消費税及び地方消費税額、並びにこれらを合算した税込金額を、それぞれ明確に区分して記載すること。

(イ) 機器賃貸借費用及び機器明細

- ① 仕様書及び附属資料を確認の上、以下を含めた費用を積算し、機器明細（機器のメーカー、型番まで特定したもの）と併せて見積書として提出すること。
  - ・ ハードウェア機器・調達必須ソフトウェア等
  - ・ 設置
  - ・ 工事
  - ・ 設置・工事に係る各種調整
  - ・ 賃貸借期間中の機器保守
  - ・ 調達する機器の一次設定（セットアップ）場所（一次構築場所）の確保
  - ・ 機器撤去、データ消去
- ② 提案者が技術提案書に独自で提案記載した事項であって、機器賃貸借明細に追加が必要と判断するものについては、追加提案項目である旨を付記して追加するとともに、当該追加事項に係る費用を含めて見積書に計上して提出すること。
- ③ 「別紙 1\_要件定義書」で示す調達必須ソフトウェアのうち、以下については、(1)第3期共同利用型基盤の設計・開発業務に係る経費に見積計上を行うこと。
  - ・ System Answer G3 インストールサービス（1台目）：数量1式
  - ・ System Answer G3 移行・調査：数量1式
  - ・ System Answer G3 セットアップサービス 200ノード：数量1式
  - ・ System Answer G3 プロフェッショナルトレーニング（基本編）：数量1式
  - ・ System Answer G3 プロフェッショナルトレーニング（応用編）：数量1式
  - ・ System Answer 性能評価レポート（初期費用）：数量1式
- ④ ソフトウェアで調達必須となっている VMware 製品及びサービスについては、下記より見積を取得すること。

ヴイエムウェア株式会社 栃木県担当
- ⑤ 見積書には、見積金額（税抜額）、消費税及び地方消費税額、並びにこれらを合算した税込金額を、それぞれ明確に区分して記載すること。

(ウ) 技術提案書

- ① 仕様書及び附属資料を確認の上、作成し提出すること。

- ② 記載様式は任意とする。また、次の事項を含めて作成すること。
  - ・ 提案者が理解した業務目的及び業務内容
  - ・ 企画提案内容
  - ・ 作業実施計画（プロジェクト期間、主要マイルストーンを含めること。）
  - ・ 作業の実施体制（予定するプロジェクト体制及び役割分担を含めること。また、プロジェクト参加予定者の保有資格及び業務実績（別記様式7）を作成し添付するほか、本業務に必要な専門知識・経験を備えた人員を配置することについて説明する場合には、ここに記載すること。）
- ③ 技術提案書の記載内容は他提出物にて計上した各種費用と整合性が取れていること。
- ④ 提案に当たっては、受託者がパブリッククラウド環境（AWS）とオンプレミス環境を提供することを前提に、仕様書及び附属資料に基づく、第3期共同利用型基盤の稼働に必要な具体的な稼働環境（詳細な基盤構成、調達範囲におけるネットワーク、その他機器等）を提案すること。

(エ) AWS クラウドサービス利用料明細

- ① AWS クラウドサービス利用料については、「別紙 2\_AWS クラウドサービス利用料見積書（様式）」に準じた形式で提出を行うこと。併せて、積算の根拠として AWS 社が提供する見積機能である AWS Pricing Calculator 積算結果についても URL を企画提案書に記載する等により提出すること。
- ② AWS クラウドサービスにおける割引プランの適用等を行うことを想定した積算の場合、割引前・割引後それぞれの費用を提示すること。
- ③ AWS クラウドサービス利用料については、後述する見積前提条件に基づいて以下の2つを見積もること。
  - ・ AWS クラウドサービス利用料明細（設計・開発業務期間に必要な AWS 利用料）
  - ・ AWS クラウドサービス利用料明細（運用・保守業務期間1年に必要な AWS 利用料）
- ④ 見積前提条件は、以下のとおりとする。
  - ・ 見積対象とする業務システムの構成は、「別紙 1\_要件定義書 3.14. (1) キ表 3-13 業務システムの規模」及び「別添 2\_クラウド環境に構築するサーバ (IaaS・PaaS) の要件【秘密】」に記載のとおりとする。ただし、これらに記載の内容は、見積もり前提条件を統一するために、現在稼働している第2期共同利用型基盤を利用する業務システムの状況を参考として設定した仮の要件である。
  - ・ 「別紙 1\_要件定義書 2.1. (1) 本基盤のクラウド環境における機能要件」に記載の要件は必須となるため、要件実装に必要な機能は漏れなく AWS クラウドサービス利用料として試算すること。また、その他、要件定義書に記載の各要件も全て満たすように試算を行うこと。なお、「別紙 1\_要件

定義書 3.3. (2) 表 3-3 データ量の想定（累積）」については、いずれの AWS クラウドサービス利用料を試算する場合においても「基盤構築時」行に記載のデータ量を参照・前提とし試算を実施すること。

- AWS クラウドサービス利用料明細(運用・保守業務期間 1 年に必要な AWS 利用料)については、業務システムの各仮想マシンの夜間停止はできない前提で試算を実施すること。
- 提案者が技術提案書に独自で提案記載した事項についても、AWS クラウドサービスを利用する場合は当該費用を各 AWS クラウドサービス利用料明細に盛り込むこと。
- 為替レートについては¥160/\$の前提で見積積算を行うこと。
- AWS クラウド利用料明細は、AWS クラウドサービスの単位で明細を作成すること。また、各サービスの月額費用及び総額を提示すること。
- AWS クラウドサービス利用料明細（設計・開発業務期間に必要な AWS 利用料)においては、本番環境（12 か月稼働）以外に開発環境（本番環境と同規模を 3 か月稼働）を並行稼働させる前提とし、2 環境合わせて 15 か月分の AWS クラウド利用料明細とすること。

- ⑤ 見積書には、見積金額（税抜額）、消費税及び地方消費税額、並びにこれらを合算した税込金額を、それぞれ明確に区分して記載すること。

キ 1 者当たりの提案数

企画提案書は、1 者 1 提案とする。

ク 著作権

委託業務における制作物の著作権は、本県に帰属するものとする。委託期間終了後、本県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

(8) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 必要に応じて、本県から追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

- ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 審査方法

### (1) 審査基準

別表「評価基準」のとおり。

なお、評価基準のうち、「必要経費」については、その評価基準として、本県が以下のとおり設定する価格を用いた計算式により、評価点を算出するものとする。

ア システム設計・開発業務：600,664,000 円

イ 機器賃貸借：1,524,836,000 円

(当該設定した価格は、本プロポーザルにおける評価のための基準であり、契約金額の予定価格を示すものではない。)

### (2) プロポーザル審査会

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 開催日

令和8(2026)年6月2日(火)(予定)

イ 場所

栃木県庁舎(予定)

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーション及びヒアリングの日時、実施方法等の詳細については、参加資格を有することを認めた者に別途通知する。

(イ) プレゼンテーションの順番は、厳正な抽選を行い決定する。

(ウ) プロポーザル審査会は非公開とする。

### (3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、本県が設置する選定委員会において、評価基準に基づいて評価を行う。

### (4) 契約候補者の選定方法

ア 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、1位の評価を最も多く得た者を契約候補者として選定する。

イ 1位の評価が同数の場合には、各委員が評価した順位の合計数が最も小さい者を契約候補者として選定する。

ウ 1位の評価を得た数及び合計順位数が同数の場合には、審査会で審議の上、契約候補者を選定する。

エ 評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 企画提案書の金額が2(4)の提案上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について本県ホームページに公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

### 【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、各委員が評価した順位の合計数、評価の総合点及び選定理由
  - (2) (1)以外の参加者の数並びにそれぞれについて各委員が評価した順位の合計数及びそれぞれの評価の総合点
- ※参加者が2者の場合、次点者の評価結果は公表しない。
- ※契約候補者が契約を締結しない場合において、次順位の者を契約候補者としたときは、当該者についても(1)と同様に公表する。

## 7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と本県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (4) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。